

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	657,906	98,686	37,994	5,730,468	6,426,368	98,686
社	債	400,180	60,027	24	230,476	630,680	60,027
預貯金	銀 行 預 金	27,316,740	4,097,511	547,498	5,285,685	33,149,923	4,097,511
	銀行以外の金融機関の預金	16,999,260	2,549,889	675,293	15,932,840	33,607,393	2,549,889
	勤 務 先 預 金	1,370,100	205,515	1,675	—	1,371,775	205,515
合同運用信託の収益の分配		178,860	26,829	9,374	5,139	193,373	26,829
公社債投資信託の収益の分配等		25,813	3,872	2	—	25,815	3,872
小 計		46,948,859	7,042,329	1,271,860	27,184,608	75,405,327	7,042,329
定期積金の給付補てん金等		866,066	129,910	—	26,108	892,174	129,910
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		170,929	18,806	—	—	170,929	18,806
割引債の償還差益		—	—	—	—	—	—
計		47,985,854	7,191,045	1,271,860	27,210,716	76,468,430	7,191,045

調査対象等：平成21年2月から平成22年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	千円 39,749,878	千円 7,900,930	千円 1,636,898	千円 4,340,637	千円 299,655	千円 45,727,413	千円 8,200,585
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定受益証券発行信託の収益の分配	—	—	—	1,490	104	1,490	104
計	39,749,878	7,900,930	1,636,898	4,342,127	299,759	45,728,903	8,200,688

調査対象等：平成21年2月から平成22年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	8,512,285	585,349

調査対象等：平成21年2月から平成22年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 1,466,905,073	千円 43,714,966	千円 5,303,617,343	千円 166,465,172	千円 6,770,522,416	千円 210,180,138
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	2,197,808	72,965	55,685,765	795,524	57,883,573	868,489
	計	1,469,102,881	43,787,931	5,359,303,108	167,260,696	6,828,405,989	211,048,628
退 職 所 得		137,543,583	1,940,096	139,679,990	4,287,968	277,223,573	6,228,065
災害減免法により徴収猶予したもの		—	—	—	—	—	—

調査対象等：給与等の支払者から平成22年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成21年2月から平成22年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当		千円	千円
	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	7,953,619	861,627
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	52,943,831	5,570,386
	診療報酬	57,493,345	4,980,194
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	28,231,764	1,736,615
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	1,302,393	159,790
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	9,688,167	476,709
	契約金・賞金	420,376	40,739
小 計	158,033,495	13,826,060	
法第203条の2該当（公的年金等）		3,120,158	115,244
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		70,687,752	364,683
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		—	—
計		231,841,405	14,305,987
災害減税法により徴収猶予したもの		—	—

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成22年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成21年2月から平成22年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	5,028	687
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び特 定受益証券発行信託の収益の分配	292,353	19,474
匿 名 組 合 契 約 に 基 づ く 利 益 の 分 配	—	—
給 与 ・ 賞 与 等	275,184	52,028
退 職 手 当 等	70,790	14,158
人 的 役 務 の 報 酬	5,800	1,160
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	555,264	55,481
著作権の使用料又はその譲渡による対価	42,269	4,636
貸 付 金 の 利 子	46,874	7,552
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船舶の貸付による所得	221,230	32,082
機 械 等 の 使 用 料	—	—
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	69,010	6,901
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	719,505	142,929
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	—	—
賞 金	—	—
合 計	2,303,307	337,091

調査対象等：平成21年2月から平成22年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。